

基地問題講演会

1月28日(土)13時30分から、オーエンス文化会館で「米国新政権と日本の安全保障政策」をテーマに、基地問題への認識と理解を深める講演会を開催します。講師は政策研究大学院大学教授の道下徳成さんです。

市内在住・在勤の方対象。定員270人(先着順)。

〒市基地対策協議会事務局(基地対策課内) ☎70・5604。

道下徳成さん

防衛庁防衛局防衛政策課研究室部員、韓国慶南大学校・極東問題研究所客員研究員、防衛庁防衛研究所主任研究官、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付・参事官補佐、政策研究大学院大学助教授・准教授・教授などを歴任。



▲昨年の公開プレゼンテーションの様子

- ◆**対象外の事業**
 - ①営利目的
 - ②特定の個人や団体の利益が目的
 - ③政治活動が目的
 - ④教活動が目的
- ◆**対象外の経費**
 - ①団体の経費
 - ②家賃や経常的経費
 - ③構成員の個人費・飲食費
 - ④5万円以上の備品など

◆**補助区分** 表2のとおり
 ◆**説明会・相談会** 1月13日(金)18時～19時30分・14日(土)9時30分～11時、市民活動センターあやせ(中央公民館内)
 ◆**公開プレゼンテーション**

表1 交付実績の例

分野	内容
環境	生ごみ堆肥化の研究と講演会
国際	日本語指導ボランティア養成講座
教育	親子向け講座(食育、自然体験など)
芸術	市民オペラ制作ワークショップ
福祉	身体障がい者リハビリ教室
健康	精神保健、アルコール依存講演会
防犯・防災	防犯講演会、災害時を想定した宿泊訓練

表2 補助区分(29年4月1日現在)

補助区分	①団体の要件②補助上限額(年額)③交付回数の制限④公開プレゼンテーションの有無
いぶき	①設立1年未満の団体②10万円③1団体1回④無(書類選考のみ)
はぐくみ	①設立1年以上の団体②20万円③1事業につき3回まで④有
はばたき	①2つ以上の団体(設立1年以上)が協働で事業を行う場合②50万円③1事業につき5回まで④有

※年度をまたがる継続事業は、毎年度応募が必要です

市民活動を財政支援

きらめき補助金交付事業募集

市民活動を財政的に支援する、きらめき補助金の29年度企画を受け付けます。市内では防災や防犯、環境、福祉、教育など地域の課題解消に向けて多くの方が活動しています。

何かをしたい方は、思いを活動につなげてみませんか。対象事業 市内に活動拠点がある3人以上の団体が行う、市民対象の公益的な事業(交付実績の例は表1のとおり)

補助の原資となる推進基金への寄付
きらめき補助金の原資は市民からの寄付金です。市

3月18日(土)10時～12時35分(予定)、市役所315会議室。はぐくみ・はばたき区分の応募団体が事業をPRし、有識者と市民活動支援組織関係者などで組織する選考委員会の質疑を受けます(いぶき区分は書類選考)
◆**申込** 2月17日17時まで、関係書類を同課へ直接。募集案内は同課、同センターあやせ、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館にあります(市ホームページからもダウンロード可)
◆**問い合わせ** 市民協働課 ☎70・5640。

不要入れ歯などのリサイクルで支援

NPO法人日本入れ歯リサイクル協会・(財)日本ユニセフ協会との協働により、不要の貴金属と不要入れ歯の寄付を受け付けています。市民の寄付額に応じて、補助金総額が大きくなります。



不要になった入れ歯やネックレスなどの貴金属を回収・金属精製し、益金を市民活動推進基金へマッチングギフトにより繰り入れるほか、ユニセフが世界の子どもたちの支援に役立てるものです。市役所ロビーに専用回収ボックスを設置していますので、協力をお願いします。

一部の介護サービス利用料 医療費控除の対象です

訪問看護など一部の介護サービスの利用者負担分が、医療費控除の対象となります。

サービス事業者が発行する領収証(対象となる旨の記載あり)を確定申告する際に添付してください。

要介護認定を受け、主治医意見書で、寝たきり状態が尿失禁が発生する可能性が確認できる方で、おむつ代の医療費控除を受けて2年以降の方に、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに①介護保険主治医意見書内容確認証明書(医療費控除証明用)を交付します。

要介護認定を受け、一定の要件を満たす方は、障害者控除を受けられます。控除に必要な②要介護認定者における障害者控除対象者認定書」を交付します。

①書類が必要な方は、高齢介護課に申請してください。

◆**問い合わせ** 市民協働課 ☎70・5636。

消防車による救急活動支援(PA連携)

119番入電時に消防ポンプ車(Pumper)と救急車(Ambulance)が同時に出動する「PA連携」を実施しています。

救急隊と同時に消防隊も出動し、救急隊のサポートをするもので、次のような場合に出動します。

- ・救急車の到着が遅くなってしまふ
- ・通報時に傷病者の重症が予想される
- ・救急隊だけでは傷病者の搬出が困難

救急車を呼んだのに消防車が来たとき驚かれるかもしれませんが、PA連携する消防車には、救急隊員と同じ資格を持った消防隊員が乗車し、救急隊の到着後、処置を救急隊に引き継ぎますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆**問い合わせ** 消防総務課 ☎76・2113。